

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年1月31日

京都市人事委員会

委員長 金川 琢郎

京都市人事委員会規則第5号

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

別表教育委員会事務局の項中「室長（）」を「室長（小中一貫教育推進室長）」に、「下京中学校教育企画推進室室長補佐」を「下京中学校教育企画推進室室長補佐 スチューデントシティ・ファイナンスパーク開設準備室副室長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（人事委員会事務局調査課）